

横浜市庁舎駐車場指定管理者選定委員会要綱

制 定 平成 21 年 4 月 8 日

(設置)

第 1 条 この要綱は、横浜市庁舎駐車場（以下「駐車場」という。）を管理運営する指定管理者の指定のため、横浜市庁舎駐車場の指定管理者の指定に関する要綱（平成 21 年 4 月 1 日第 号）第 5 条の規定に基づき設置する横浜市庁舎駐車場指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、駐車場を管理運営する指定管理者の指定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 公募要項に関すること。
- (2) 選定基準に関すること。
- (3) 応募書類の審査、評価に関すること。
- (4) 優先交渉権者及び次点の選定に関すること。
- (5) 選定結果の行政運営調整局長及び市民活力推進局長への報告に関すること。

(組織)

第 3 条 選定委員会は、行政運営等に関して知識を有する学識経験者、団体の財務状況の審査が可能な者、交通政策分野の専門家、駐車場の利用者代表をもって組織する。

- 2 選定委員会に委員長を 1 人置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、選定委員会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、駐車場にかかる指定管理者が指定された日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員（委員長を除く）の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定に準じ会議は公開とする。ただし、委員長の認めた場合は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(関係者の出席等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(審査)

第 7 条 委員会は、駐車場の指定管理者の公募に参加したものについて、指定管理者の選定基準に基づき審査し、行政運営調整局長又は市民活力推進局長に意見を述べるものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、公募に参加したあるいはしようとするものに関与してはならない。また、委員が関与するものが公募に参加したことが判明したときは、委員会は委員が関与したものを選考対象外とする。

3 委員は、選考のうえで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政運営調整局総務課及び市民活力推進局地域施設課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月8日から施行する。